

座間市分別収集計画

第10期分別収集計画（令和5年度～令和9年度）

座間市

1 計画策定の意義

座間市では「地球にやさしい活力あるまち」を目指して、市民と行政が一体となり、ごみの分別や減量化・資源化など環境負荷の軽減に取り組んでいる。この自然と調和した良好な環境形成のためには、市民、事業者、行政の3者がそれぞれの立場でその役割を認識し、大量生産、過剰包装を行なう事業者だけでなく、利用者である市民においても大量消費、大量廃棄を問題視し、行政とともに循環型社会の構築を目指し取り組んでいく必要がある。

現在、本市内には焼却施設等の廃棄物処理施設はなく、同じ一部事務組合（高座清掃施設組合）を組織する隣接の海老名市に搬入し処理をしている。また同組合においても焼却灰の最終処分場が既に満杯となっており、現在では、焼却灰、残渣等は、自区外の民間処理施設により資源化等を行なっている状況であり、自区内での最終処分に関しても検討を進めていくことが求められている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進し、廃棄物処理施設の延命が図られ、もって循環型社会の形成に資するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装の発生抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- (3) 廃棄物の適正処理の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年 度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
容器包装廃棄物	5,962t	5,914t	5,882t	5,841t	5,817t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るために以下の方策を実施する。

(1) 啓発活動の推進

市広報紙及びホームページへの啓発広報文の掲載、チラシ等による啓発、出前講座の活用、環境美化等推進団体による地域活動等により、資源物分別回収への理解を深めていただくとともに、啓発活動を推進していく。

(2) 過剰包装の抑制

市内大型小売店等に対して、商品の簡易包装の実施協力を、機会を捉えて呼びかけ、排出抑制を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の
 収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

容器包装廃棄物の種類	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール缶	174	173	173	172	171
アルミ缶	237	236	235	234	233
無色ガラス	310	308	307	306	305
（引渡量）	310	308	307	306	305
（独自処理量）	0	0	0	0	0
茶色ガラス	207	206	205	204	203
（引渡量）	207	206	205	204	203
（独自処理量）	0	0	0	0	0
その他ガラス	180	179	178	178	177
（引渡量）	180	179	178	178	177
（独自処理量）	0	0	0	0	0
紙パック	17	17	17	17	17
段ボール	1,166	1,162	1,157	1,153	1,147
ペットボトル	543	541	539	537	535
（引渡量）	0	0	0	0	0
（独自処理量）	543	541	539	537	535
その他プラスチック	1,248	1,243	1,239	1,233	1,227
（引渡量）	1,248	1,243	1,239	1,233	1,227
（独自処理量）	0	0	0	0	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

- ・ 市民一人当たり原単位×人口
- ・ 直近年度分別基準適合物等の収集実績×増加率

(人口は座間市の将来人口推計値(令和元年度10月推計)を採用)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
128,791人	128,355人	127,869人	127,319人	126,711人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や子ども会による集団回収によっても分別収集が実施されている缶、びん、紙パック、段ボールについては、引き続き集団回収を奨励することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管 等段階
缶	アルミ	缶類	委託業者による定期回収	市
	スチール			
びん	無色ガラス	びん類	委託業者による定期回収	市
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック	紙パック	委託業者による定期回収	民間業者
	段ボール	紙類		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収	市
	その他プラスチック製 容器包装	プラスチック類		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設は次のとおりである。

分別収集の用に供する施設

分別収集する 容器包装廃棄 物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
アルミ	缶類	袋	2トン普通トラック	座間市資源 リサイクル センター (選別・圧縮 ・保管)
スチール				
無色ガラス	びん類	袋	2トン普通トラック	座間市第2 資源リサ イクルセ ンター (選別・圧縮 ・保管)
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	紙パック	しばって排出	2トン普通トラック	民間業者選 別場
段ボール	紙類			
ペットボトル	ペットボトル	袋	3トンパッカー車 4トンパッカー車 4トンプレス車	座間市第2 資源リサ イクルセ ンター (選別・圧縮 ・保管)
その他プラス チック製容器 包装	プラスチック 製容器包装	袋	3トンパッカー車 4トンパッカー車 4トンプレス車	座間市第2 資源リサ イクルセ ンター (選別・圧縮 ・保管)

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（第 8 条第 2 項第 7 号）

(1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく為、これらの代表者からなる廃棄物減量等推進審議会を必要に応じて設置、開催し意見を聞いていくものとする。

また、地域における自主的なリサイクル活動を推進していくため、市民の方々を対象とした清掃施設見学会を実施し、リサイクル意識の啓発に努める。

(2) 子ども会等地域集団による集団資源回収を促進するために、奨励金制度を継続していく。

1 3 その他のリサイクル

「ボール紙として」として「その他紙製容器包装」を分別収集し、ミックスペーパーとして処理を行なう。

(1) ミックスペーパー

(単位：トン)

区 分	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度
計 画 収 集 量	514	513	511	508	506
再 商 品 化 量	514	513	511	508	506